

旅行条件（抜粋）

お申し込み前に必ずお読みください

募集型企画旅行契約：この旅行は、働とらべるわん（神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町1-25-9 神奈川県知事登録旅行業第2-397号、以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

- お申し込み方法と契約の成立時期：当社所定の申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金のお支払の際に差し引かせていただきます。電話、郵便、ファクシミリでお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。旅行契約は当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立します。
 - ・お申し込み（代）金お一人様：10,000円（旅行代金全額をお支払いいただいても構いません。）
- 旅行代金のお支払い：旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に（お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに）お支払ください。
- 取消料：旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。取消日とは、当社営業日における営業時間内に取消・変更する旨のお申し出をいただいた日とします。

契約解除の日	お一人様取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以前の解除	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降8日目にあたる日までの解除	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日までの解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	全額

●旅行代金に含まれるもの

※旅行日程に明示した航空普通席、船舶、鉄道等運送機関の運賃。※旅行日程に含まれる送迎バス等の料金。※旅行日程に明示した観光の料金（バス料金、ガイド料金、入場料）。※旅行日程に明示した宿泊・食事の料金及び税・サービス料金（定員利用）※添乗員同行コースの同行費用。

これらの費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

●旅行代金に含まれないもの：前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

※クリーニング代、電話電報料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。※お1人部屋を使用される場合の追加代金。

※オプションツアー料金。※日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・宿泊費

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件：当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。（受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。）

（1）契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき（e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に達したとき）とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。（2）「カード利用日」とは、旅行代金等の支払い又は、払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、「契約成立日」とします。また、取消料のカード利用日は、「契約解除依頼日」とします。（但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以をカード支払日として払い戻し致します。）（3）与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払をいただいた場合はこの限りではありません。

●特別補償：当社は、当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

・死亡補償金：1500万円、入院見舞金：2～20万円、通院見舞金：1～5万円、携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

●事故等のお申し出について：旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、または、お申込店にご通知下さい。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい）

●個人情報の取扱について：（1）当社及び販売店は、旅行申込の際に提供された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。この場合、お客様のお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。（2）当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の指名及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

●旅行条件・旅行代金の基準：この旅行条件は令和2年3月31日を基準としています。旅行代金は、令和2年4月1日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画・実施

株式会社とらべるわん

〒240-0003 神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町1-25-9

神奈川知事登録旅行業 第2-397号

TEL 045-335-1213 FAX：045-333-3733

[担当] 清水 ・ 有馬

[営業時間] 平日 9：00～18：00 土9：00～17：00（日・祝日休み）

総合旅行業務取扱管理者： 清水 謙一

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問下さい。